

社会福祉法人 麗 峰 会

短期入所生活介護事業所いえしま
短期入所生活介護運営規程

短期入所生活介護事業所いえしま 短期入所生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人麗峰会（以下「本法人」という。）が開設する短期入所生活介護事業所いえしま（以下「事業所」という。）において行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護婦・看護師・准看護婦・准看護師等の看護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員その他の従事者（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、短期入所生活介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス関係機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- （1）名 称：短期入所生活介護事業所いえしま
- （2）所在地：沖縄県国頭郡伊江村字東江前2303-1
- （3）定 員：10名（但し、介護予防短期入所生活介護を含む。）

（職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、職員数は母体となる介護老人福祉施設いえしまとの合計数とする。

（1）管理者1名（常勤）

本法人理事長の命を受け、短期入所生活介護従事者の管理・指揮命令、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。又、職員の資質向上のために、採用時及び定期的研修を確保するとともに、職員の清潔保持・健康状態についての必要な処置を行う。

（2）短期入所生活介護従事者

ア 医師0.1名（嘱託の非常勤で、週1回2時間程度）

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

イ 生活相談員1名（常勤、介護支援専門員兼務）

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を中心とした指定短期入所生活介護の業務にあたるとともに、事業所に対する指定短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整を行う。

ウ 介護支援専門員1名（常勤、生活相談員兼務）

他の短期入所生活介護従事者と協力して短期入所生活介護計画の作成等を行う。

エ 介護職員15名（常勤）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を中心とした指定短期入所生活介護の業務にあたる。

オ 看護職員1.2名（常勤1名、非常勤0.2名）

利用者の保健衛生並びに看護業務を中心とした指定短期入所生活介護の業務にあたるとともに、職員の保健衛生等に関する業務を行う。

カ 機能訓練指導員1名（常勤）

機能訓練等に関する業務を中心とした指定短期入所生活介護の業務にあたる。

キ 管理栄養士1名（常勤）

利用者の栄養管理を行う。

ク 調理員5名（常勤）

利用者の給食に関する業務を行う。

ケ 事務員1, 2名（常勤）

必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護の内容、形態及び提供方針等)

第5条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 要介護者の心身の状況、若しくはその介護者等の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、又は介護者等の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、利用者又はその家族等の希望等に基づき、当該要介護者又は要支援者が一時的に事業所に入所することにより、介護者に代わって介護を提供する。

(2) 入所の期間は、居宅介護支援事業所等が作成した居宅介護サービス計画に基づき、利用者一人ひとりの介護等に必要とされた日数とする。但し、入所期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。また、次に掲げる具体的方針により指定短期入所生活介護を提供するものとする。

(1) 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、第12条に規定する短期入所生活介護計画に基づく等、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 短期入所生活介護従事者は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。又、管理者は、短期入所生活介護従事者がこれに対応できるよう研修等の機会を確保するものとする。

(4) 短期入所生活介護従事者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するよう留意するものとする。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるよう努めるものとする。

(5) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

3 介護等に当たっては、以下の各号に基づきサービスを提供するものとする。

(1) 一週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行う。

(2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

(3) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、適切に取り替える。

(4) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮して提供するとともに、自立の支援に配慮し、できるだけ離床を促し食堂にて提供する。

(5) 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に留意するとともに、健康保持に努める。

(6) 利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を必要に応じて行う。

(7) 教養娯楽設備等の活用により、利用者が楽しい日常生活を送る上で必要なレクリエーション行事等を行う。

(8) 前各号に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の必要な介護を適切に行う。

4 事業所は、指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(指定短期入所生活介護の利用申込及び派遣)

第6条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、短期入所生活介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

3 指定短期入所生活介護を利用する者又は指定居宅介護支援事業者は、第1項の同意に基づき、別紙様式1による指定短期入所生活介護利用申込書を管理者あて提出するものとする。

4 管理者は、指定短期入所生活介護利用申込書を受理後、速やかに利用の要否を決定し、本人又は家族へ連絡するものとする。但し、緊急を要する場合等にあると管理者が認めた者については、利用開始後に申込書を提出しても差し支えないものとする。

5 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まないものとするが、第9条の通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

6 要介護認定の申請が行われていない又は有効期間が終了している等の場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、居宅介護支援事業者等との連携を図り、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

7 利用者の事情等により償還払いでの利用となる場合は、その旨説明するとともに、指定短期入所生活介護の提供を法定受領サービスとして受けるために必要な届出等についての助言・援助を行うものとする。

（指定短期入所生活介護の利用料等及び支払いの方法）

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の介護報酬に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とするが、利用者の事情等に応じて別途金額を定める場合は、厚生労働大臣が定める基準額と不合理な差額が生じないように留意するものとする。又、当該利用が償還払いによる利用である場合は、事業所は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

（1）第9条の通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した交通費は、その実費の徴収を基本とする。なお、その場合の利用は、事業所が離島にあることから、利用者の諸事情による特例的な利用と判断されるので、自動車の使用等で別途徴収が必要となる部分については、個別に利用者と事業所の協議により決定するものとする。

（2）指定短期入所生活介護に係る食費（食材料費+調理に係る費用）として、1日1,380円。

（3）指定短期入所生活介護に係る滞在費として、多床室は1日320円、従来型個室は1日1,150円。

（4）事業所が必要に応じて利用者に提供するものを除いた複写物であって、利用者が希望する場合の複写物についての費用として、複写物1枚につき白黒10円、カラー100円。

（5）前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費。

4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族の同意を得るものとし、第1項及び第2項については、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 指定短期入所生活介護の利用者等は、本法人の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込又は郵便振替等により納付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 短期入所生活介護従事者等は、指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、短期入所生活介護従事者等は本法人防火管理規程に基づきサービス利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第9条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に

(年1回以上)実施します。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 年2回以上、虐待発生の防止に向けた職員研修を実施する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 短期入所生活介護従事者等は、指定短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、短期入所生活介護従事者等は本法人防火管理規程に基づきサービス利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 通常の送迎の実施地域は、那覇市の区域とする。

(衛生管理及び短期入所生活介護従事者等の健康管理等)

第14条 事業所は、短期入所生活介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 事業所は、短期入所生活介護従事者に対し、伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上(夜勤に従事する者については年2回以上)の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 短期入所生活介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に当該利用者の心身等の情報を提供するものとする。又、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

2 事業者は、短期入所生活介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容に付するものとする。

（短期入所生活介護計画書の作成等）

第16条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供にあたって、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者について、居宅サービス計画が立てられている場合はその計画に基づく等、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて当該サービスの短期入所生活介護計画を作成し、利用者及び家族に説明する。

2 事業者は、短期入所生活介護計画に記載されたサービスを実施し、その実施状況及び目標の達成状況の記録等を活用して、継続的なサービスの管理・評価を行うものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第17条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（従業者の質の確保）

第18条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（サービスの提供記録の記載）

第19条 短期入所生活介護従事者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、介護保険法第41条第6項（第53条第4項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第20条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第21条 本法人理事長は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、できるだけ速やかに損害賠償を行うものとする。

（職場におけるハラスメント）

第22条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第23条 事業者は、事業所の見やすい場所に、本規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務執行体制についても、検証、整備する。

（1）入社時研修：入社後3ヵ月以内

（2）定期研修：年10回（委員会活動、事業所内勉強会含む）

3 事業者は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、短期入所生活介護計画等その他の指定短期入所生活介護の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその家族の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が理事会に諮り定める。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 14 年	2 月 1 日	改訂
平成 18 年	4 月 1 日	改訂
平成 19 年	4 月 1 日	改訂
平成 27 年	8 月 1 日	改訂
平成 28 年	4 月 1 日	改訂
平成 29 年	7 月 1 日	改訂
令和 2 年	4 月 1 日	改訂
令和 3 年	8 月 1 日	改訂
令和 4 年	4 月 1 日	改訂